

「セーフティネット住宅入居支援事業」
大家さん・住まいに困窮する方への支援を強化します！

～ 補助額及び各種要件の拡充を行います ～

福岡市では、入居者を高齢者や低額所得者など、住宅の確保に特に配慮を要する方（＝住宅確保要配慮者）に限定する「セーフティネット専用住宅」として民間賃貸住宅をご登録いただける大家等の皆様を対象に、「住宅改修」「家賃低廉化」「家賃債務保証料低廉化」に要する費用への補助及びセーフティネット住宅に住替える住宅確保要配慮者を対象に、「引越し費用等の初期費用」の一部を補助する「福岡市セーフティネット住宅入居支援事業」を令和2年度より運用し、大家等の皆様の住宅確保要配慮者の受入れ促進及び住宅確保要配慮者の居住環境向上への支援に取り組んで参りました。

カーボンニュートラルの実現や孤独・孤立対策に資する環境整備を推進するとともに、既存の民間賃貸住宅を活用した被災者の速やかな住まいの確保や車いす使用者の住環境整備の推進を図るため、令和4年8月23日（火）より、補助額及び各種要件の拡充を行います。

1 拡充の主な内容（詳細は別紙をご参照ください）

改修費補助関係

- 車椅子使用者に対応した便所等の設置の補助限度額を拡充（限度額 **400**万円/戸）
- 交流スペースの設置を補助対象工事に追加（限度額 **200**万円/戸）
- 省エネルギー改修工事を補助対象工事に追加（限度額 **100**万円/戸）
- 被災者向け住居の修繕工事を補助対象工事に追加（限度額 **100**万円/戸）
- 居住支援法人がセーフティネット登録住宅を見守り等の居住支援を行う住宅として運営する際の改修期間中の借上げ費用を補助対象経費に追加（限度額 **100**万円/戸）

2 補助額及び要件の拡充等後の公募期間

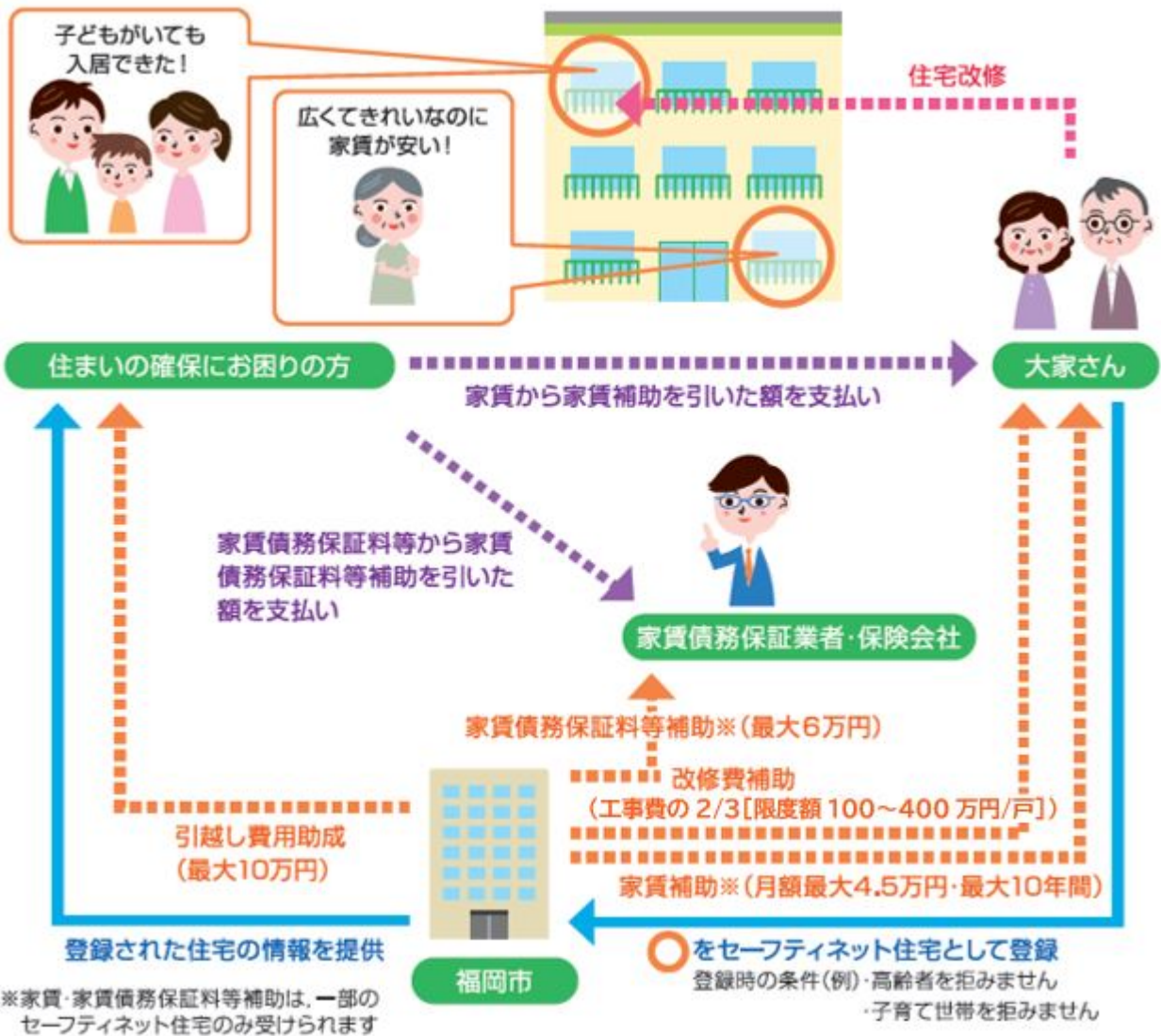
令和5年2月10日（金）まで（※改修費補助は令和4年12月9日（金）まで）

- 車いす使用者の住環境整備を推進するため、バリアフリー改修工事のうち、車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等を設ける場合の限度額を 200 万円から 400 万円に拡充します。
- 孤独・孤立対策に資する環境整備を推進するため、交流スペースの設置工事を新たに補助対象に追加します。
- カーボンニュートラルの推進のため、省エネルギー改修工事を新たに補助対象に追加します。
- 被災者の速やかな住まいの確保のため、被災者向け住居に対して、居住のために最低限必要な改修工事を新たに補助対象に追加します。
- 居住支援を行うセーフティネット登録住宅への対応の強化のため、居住支援法人が見守り等の居住支援を行うセーフティネット登録住宅として運営するために必要な改修工事に伴う工事期間中の借上げ費用を新たに補助対象に追加します。

補助対象	補助限度額※	補助率
① バリアフリー改修工事	200 万円/戸	2 / 3
うちエレベーター等の設置	230 万円/戸	
車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等の設置	200 万円/戸 ➡ 400 万円/戸	
② 耐震改修工事	200 万円/戸	
③ 共同居住用住居に用途変更するための改修工事		
④ 間取り変更工事		
⑤ 防火・消火対策工事		
⑥ 子育て世帯対応改修工事		
⑦ 交流スペースを設置する改修工事		
⑧ 省エネルギー改修工事	100 万円/戸	
⑨ 「新たな日常」に対応するための工事	100 万円/戸	
宅配ボックス、非対面式インターホン、 抗菌仕様ドアノブ、非接触型照明スイッチ、 換気設備及び自動ドアの設置		
⑩ 居住のために最低限必要な改修工事（被災者向け住居として登録されたものに限る）	100 万円/戸	
⑪ 調査において居住のために最低限必要と認められた工事	100 万円/戸	
⑫ 居住支援協議会が必要と認める改修工事		
⑬ 上記工事に係る調査設計計画		
⑭ 居住支援法人が見守り等の居住支援を行うセーフティネット登録住宅として運営するための必要な改修工事に伴う工事期間中の借上げ費用	100 万円/戸 (家賃3か月分を限度)	

※複数の補助対象工事を行う場合でも、補助限度額は最大 400 万円/戸（補助対象工事の種類による）となります。

【参考】福岡市セーフティネット専用住宅入居支援事業 制度概要



セーフティネット専用住宅とは・・・

住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（＝セーフティネット住宅）として福岡市に登録する住宅のうち、入居者を住宅確保要配慮者に限定する住宅。専用登録のため、住宅確保要配慮者以外の方は受け入れることができなくなりますが、当該事業に係る補助制度を活用することができる対象住宅となります。